

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

令和2年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
歳入	合計	602,140,024	495,714,360
	一般会計	184,578,838	109,162,375
	特別会計	417,561,186	386,551,984

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
歳出	合計	552,116,242	475,536,144
	一般会計	147,597,358	101,366,467
	特別会計	404,518,883	374,169,677

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

2年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	2年度(百万円)	元年度(百万円)
収納済歳入額	184,578,838	109,162,375
租税及印紙収入	60,821,604 (33.0%)	58,441,533 (53.5%)
公債金	108,553,923 (58.8%)	36,581,851 (33.5%)
公債金	22,595,999	9,143,699
特例公債金	85,957,924	27,438,151
その他	15,203,310 (8.2%)	14,138,990 (13.0%)

区 分	2年度(百万円)	元年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	147,597,358	101,366,467
社会保障関係費	42,997,872 (29.1%)	33,500,671 (33.0%)
文教及び科学振興費	9,194,204 (6.2%)	5,910,542 (5.8%)
国債費	22,325,552 (15.1%)	22,285,721 (22.0%)
地方交付税交付金	16,030,634 (10.9%)	15,564,169 (15.4%)
防衛関係費	5,505,309 (3.7%)	5,626,631 (5.6%)
公共事業関係費	8,413,481 (5.7%)	7,609,616 (7.5%)
その他	43,130,304 (29.2%)	10,869,115 (10.7%)

(注2) 令和2年度における支出済歳出額に対する公債金108兆5539億余円の割合は73.5%である。

3 特別会計

2年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	2年度(百万円)	元年度(百万円)
特別会計(勘定)数	13会計(33勘定)	13会計(33勘定)
一般会計から繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	11会計(25勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)	55,837,312
決算剰余金	決算剰余金合計額(注4)	13,042,302
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,293,091
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,825,833
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,923,377
積立金等における資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	9会計(16勘定)
	資金を計上している資金数	19資金
	外国為替資金	147,510,686
	財政融資資金	148,969,147
	上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	139,769,158
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7会計(20勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5会計(11勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2会計(4勘定)

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	2年度(百万円)	元年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,309,958 (31.4%)	16,082,639 (30.9%)	
国債整理基金特別会計	22,324,518 (11.8%)	22,284,891 (11.9%)	
労働保険特別会計(雇用勘定)	1,108,689 (16.7%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,771,003 (47.1%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,833,297 (48.7%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	10,026,182 (20.8%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	10,133,481 (20.8%)	年金特別会計	2,256,409 (71.6%)
年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,489,638 (72.9%)	(子ども・子育て支援勘定)	

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

2年度(百万円)		元年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	1,148,254 (2.2%)	国債整理基金特別会計	3,091,827 (1.7%)
国債整理基金特別会計	3,052,189 (1.6%)	外国為替資金特別会計	3,439,127 (95.6%)
外国為替資金特別会計	2,898,809 (92.5%)	年金特別会計(基礎年金勘定)	1,421,706 (5.6%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,852,325 (7.0%)		

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,860,520	地震再保険特別会計積立金	1,662,306
国債整理基金	3,004,965	国債整理基金	3,019,995
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,237,282	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,223,735
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,823,941	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,867,023
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	2,142,290	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	4,413,230
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,341,898	雇用安定資金	1,389,017
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,443,548	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,306,392
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	112,893,109	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,443,657
		年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	112,543,118

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,318,359	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,317,646
労働保険特別会計(労災勘定)	8,129,625	労働保険特別会計(労災勘定)	8,148,355
労働保険特別会計(雇用勘定)	2,758,835	労働保険特別会計(雇用勘定)	4,827,647
年金特別会計(基礎年金勘定)	4,195,399	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,729,335
年金特別会計(国民年金勘定)	8,222,654	年金特別会計(国民年金勘定)	8,301,585
年金特別会計(厚生年金勘定)	116,857,722	年金特別会計(厚生年金勘定)	116,106,100

(注7) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,203,776	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,295,043
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 3,642	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 5,599
食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 37,158	食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 29,568
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 48	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 136

4 一般会計及び特別会計の債務

令和2年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,279,660,407	1,173,230,341
うち公債(注8)		1,074,220,533	987,649,077
うち借入金		51,793,294	52,436,441
一般会計(注9)		9,408,623	10,001,263
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	6会計(7勘定)
	借入金(注10)	42,384,670	42,435,177
利子支払額の合計額		8,189,066	8,465,579
うち公債利子等		8,172,517	8,445,395
うち借入金利子		16,548	20,183
一般会計		14,349	15,446
特別会計		2,199	4,737

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	632,780,489	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	583,402,363
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	283,310,410	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	273,214,689
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	118,644,989	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	91,090,081
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	15,929,999	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	16,262,846
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	6,784,517	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,858,481
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,324,921	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,586,448
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,749,069	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,552,192
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,767,485	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,817,700

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	9,342,103	交付税及び譲与税配付金借入金	9,925,985
旧国立高度専門医療センター借入金	25,097	旧国立高度専門医療センター借入金	31,252
		旧国営土地改良事業借入金	2,603

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、令和2年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆4455億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0876億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	30,962,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	31,232,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,932,195	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,682,223
年金特別会計(健康勘定)	1,446,629	年金特別会計(健康勘定)	1,452,421
国有林野事業債務管理特別会計	1,165,454	国有林野事業債務管理特別会計	1,186,556

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

令和2年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	83 法人	83 法人
	国立大学法人等(注1)	89 法人	90 法人
	その他の法人	29 法人	29 法人
	計(注2)	204 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	1,210,145,192	1,037,167,402
	うち独立行政法人(注4)	350,705,393	307,426,656
	うち国立大学法人等	10,447,018	10,210,745
	負債の部	1,046,548,064	914,644,492
	うち独立行政法人	245,898,959	241,305,638
	うち国立大学法人等	3,312,687	3,128,697
	純資産の部	163,597,127	122,522,910
	うち独立行政法人	104,806,433	66,121,018
	うち国立大学法人等	7,134,330	7,082,048
	うち政府出資金	52,523,563	47,227,122
	うち独立行政法人	16,021,094	15,419,354
	うち国立大学法人等	6,122,344	6,139,741
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどとして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	170 法人	155 法人
	うち独立行政法人	65 法人	56 法人
	うち国立大学法人等	86 法人	75 法人
	当期損失金を計上している法人	35 法人	51 法人
	うち独立行政法人	18 法人	27 法人
	うち国立大学法人等	3 法人	15 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	23 法人	22 法人
	翌年度繰越損失金の額の合計(注7)	3,655,445	1,395,671
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	60,456	55,001
	補助金	234	222
	交付金	—	—
	政府出資額	4,277,081	362,776
	計	4,337,772	417,999
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	90,625	85,139
	運営費交付金	2,017,200	1,907,792
	その他の補助金等	5,329,207	1,195,349
	政府出資額	668,341	125,880
	計	8,105,374	3,314,161
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	133,444	109,574
	運営費交付金	1,085,811	1,097,500
	その他の補助金等	102,127	56,412
	政府出資額	—	—
	計	1,321,383	1,263,488
	その他の法人に対するもの		
	補給金	941	1,172
	補助金	1,739,771	1,606,757
	交付金	11,151,984	11,208,553
政府出資額	435,699	211,570	
計	13,328,397	13,028,052	
合計	27,092,927	18,023,701	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	35,959,796	資産の部	21,038,349
負債の部	27,102,700	負債の部	15,261,572
純資産の部	8,857,095	純資産の部	5,776,777
うち政府出資金	10,675,685	うち政府出資金	6,558,004

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	16,874,791	資産の部	17,330,523
負債の部	13,832,310	負債の部	14,223,323
純資産の部	3,042,480	純資産の部	3,107,200
うち政府出資金	1,813,800	うち政府出資金	1,733,800
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	13,603,826	資産の部	12,825,463
負債の部	3,572,931	負債の部	2,910,184
純資産の部	10,030,895	純資産の部	9,915,279
うち政府出資金	8,202,167	うち政府出資金	8,150,727
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	2,039,174	資産の部	15,682,918
負債の部	804,844	負債の部	14,490,279
純資産の部	1,234,329	純資産の部	1,192,638
うち政府出資金	1,046,533	うち政府出資金	1,053,730
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	18,625,994	資産の部	12,463,414
負債の部	16,917,485	負債の部	11,273,118
純資産の部	1,708,508	純資産の部	1,190,295
うち政府出資金	1,114,855	うち政府出資金	1,073,768
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	12,304,786	資産の部	44,401,348
負債の部	10,997,699	負債の部	30,776,446
純資産の部	1,307,086	純資産の部	13,624,902
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	4,118,928
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		国立大学法人等	
資産の部	44,330,614	国立大学法人東京大学	
負債の部	30,428,019	資産の部	1,417,410
純資産の部	13,902,595	負債の部	299,870
うち政府出資金	4,119,652	純資産の部	1,117,539
国立大学法人等		うち政府出資金	1,045,213
国立大学法人東京大学		その他の法人	
資産の部	1,470,812	日本郵政株式会社	
負債の部	348,839	資産の部	8,129,402
純資産の部	1,121,972	負債の部	97,734
うち政府出資金	1,045,213	純資産の部	8,031,667
その他の法人		うち政府出資金	4,550,414
日本郵政株式会社		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	5,997,547	資産の部	17,419,402
負債の部	84,577	負債の部	14,045,859
純資産の部	5,912,969	純資産の部	3,373,542
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	1,903,239
株式会社日本政策投資銀行			
資産の部	20,951,409		
負債の部	17,310,326		
純資産の部	3,641,083		
うち政府出資金	2,123,239		

第6章 第1節 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	8,651	破綻先債権	9,161
延滞債権	874,775	延滞債権	609,413
3か月以上延滞債権	374	3か月以上延滞債権	751
貸出条件緩和債権	568,272	貸出条件緩和債権	505,511
合計	1,452,073	合計	1,124,837
貸付金等残高	28,945,758	貸付金等残高	16,680,995
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	215,417	延滞債権	185,309
3か月以上延滞債権	54,839	3か月以上延滞債権	8,690
貸出条件緩和債権	218,411	貸出条件緩和債権	159,118
合計	488,668	合計	353,118
貸付金等残高	13,556,815	貸付金等残高	13,133,980
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	242	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	468,520	貸出条件緩和債権	473,523
合計	555,825	合計	560,586
貸付金等残高	13,428,772	貸付金等残高	12,701,908
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	7,536	破綻先債権	7,808
延滞債権	75,298	延滞債権	62,458
3か月以上延滞債権	2,379	3か月以上延滞債権	3,251
貸出条件緩和債権	202,103	貸出条件緩和債権	73,670
合計	287,318	合計	147,188
貸付金等残高	5,213,473	貸付金等残高	3,820,076
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	28,004	破綻先債権	26,825
延滞債権	174,601	延滞債権	195,350
3か月以上延滞債権	42,548	3か月以上延滞債権	55,090
貸出条件緩和債権	326,925	貸出条件緩和債権	307,587
合計	572,081	合計	584,854
貸付金等残高	9,592,048	貸付金等残高	9,606,655

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	62,961	破綻先債権	65,100
延滞債権	210,383	延滞債権	229,742
3か月以上延滞債権	64,713	3か月以上延滞債権	70,253
貸出条件緩和債権	503,372	貸出条件緩和債権	398,615
合計	841,432	合計	763,712
貸付金等残高	24,190,012	貸付金等残高	23,877,935
その他の法人			
株式会社日本政策投資銀行			
破綻先債権	—		
延滞債権	81,494		
3か月以上延滞債権	—		
貸出条件緩和債権	30,999		
合計	112,493		
貸付金等残高	14,837,718		

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		—	—
株式会社日本政策金融公庫			
翌年度繰越損失金	1,818,590		
(当期損失金)	(1,037,286)		
その他の法人			
日本郵政株式会社			
翌年度繰越損失金	1,267,127		
(当期損失金)	(2,129,989)		

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

令和2年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		2年度(百万円)	元年度(百万円)		
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	24,551,093	10,580,791	
		年度末残高	111,905,858	98,450,300	
	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	514,999	361,014	
		年度末残高	6,353,055	5,842,825	
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	1,173,776	1,569,838	
		年度末残高	28,343,875	29,861,686	
	郵便貯金資産	実 績	—	—	
		年度末残高	340,563	439,734	
	簡易生命保険資産	実 績	—	—	
		年度末残高	3,621,436	4,284,233	
	計	実 績	26,239,870	12,511,643	
		年度末残高	150,564,789	138,878,782	
	貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	—
			年度末残高	25,097	33,856
特別会計		実 績	63,500	12,230	
		年度末残高	600,132	647,047	
政府関係機関		実 績	15,902,415	4,246,234	
		年度末残高	36,500,748	24,403,506	
事業団等		実 績	2,761,232	1,577,418	
		年度末残高	13,255,145	11,075,534	
独立行政法人		実 績	4,433,834	3,571,697	
		年度末残高	48,055,831	47,723,116	
地方公共団体		実 績	3,029,586	2,986,163	
		年度末残高	47,049,119	48,942,450	
その他		実 績	49,300	117,900	
		年度末残高	5,078,714	6,053,269	
計(注4)	実 績	26,239,870	12,511,643		
	年度末残高	150,564,789	138,878,782		

(注1) 財政融資資金の令和2年度末の財源のうち、財投債は118兆6449億余円、預託金は28兆7348億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 令和2年度における一般会計の年度末残高は、旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したもの、また、元年度における一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

2年度末(百万円)		元年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	24,989,014	株式会社日本政策金融公庫	14,131,767
株式会社国際協力銀行	7,898,183	株式会社国際協力銀行	7,458,162
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,844,151	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,232,232
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	10,772,811	株式会社日本政策投資銀行	9,582,965
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	4,493,522	独立行政法人福祉医療機構	3,064,718
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,319,341	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,233,791
独立行政法人日本学生支援機構	6,422,940	独立行政法人日本学生支援機構	6,382,800
独立行政法人都市再生機構	9,337,584	独立行政法人都市再生機構	9,609,027
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,363,859	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,276,080
独立行政法人住宅金融支援機構	1,948,538	独立行政法人住宅金融支援機構	2,943,122
地方公共団体	47,049,119	地方公共団体	48,942,450
その他		その他	
地方公共団体金融機構	4,702,860	地方公共団体金融機構	5,703,990

第4 国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和2年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は946.6兆円に達している。そして、2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、歳入補填のための国債の発行が増加したことなどで、一般会計歳出決算総額における公債依存度は73.5%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は15.1%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注4)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比^(注5)(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間^(注6)における改革努力のメルクマール」として、2018年度(平成30年度)の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び

②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方 PB の黒字化の目標年度を 2025 年度(令和 7 年度)とし、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方 PB の黒字化の目標年度である 2025 年度(令和 7 年度)までの中間年である 2021 年度(令和 3 年度)における中間指標として、国・地方 PB 赤字の対 GDP 比を 2017 年度(平成 29 年度)からの実質的な半減値(1.5% 程度)、債務残高の対 GDP 比を 180% 台前半、財政収支赤字の対 GDP 比を 3% 以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025 年度(令和 7 年度)の国・地方 PB の黒字化と、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月閣議決定)においても踏襲されている。ただし、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、新型コロナウイルス感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、令和 3 年度内に、新型コロナウイルス感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認することとしている。

また、国・地方 PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対 GDP 比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。

(注 1) 建設国債 財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注 2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注 3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)第 69 条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注 4) 基礎的財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。プライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注 5) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。内閣府試算では「公債等残高」である。

(注 6) 集中改革期間 平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年度

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきているが、国の財政状況は、これらの取組の結果としての決算によって表される。本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政

状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章第1節第4「国の財政状況」において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

本院は、令和3年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、2年次に引き続き、国の財政はどのような状況にあるのかについて、前記財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている、国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額の内訳のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類し、集計するなどして分析するとともに、内閣府本府及び財務本省から関係書類を徴取して確認したり、説明を聴取したりするなどして検査した。

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)^(注7)は、^(注8) 税金等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

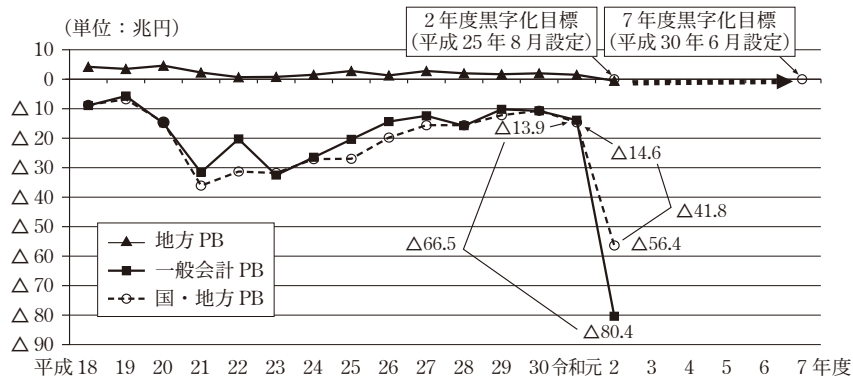
国・地方PBは国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBはそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBは2年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計PBは、2年度にマイナス80.4兆円となっており、前年度のマイナス13.9兆円から66.5兆円悪化している。また、国・地方PBは、2年度にマイナス56.4兆円となっており、前年度のマイナス14.6兆円から41.8兆円悪化している。

(注7) 税金等 一般会計の歳入決算総額から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額

(注8) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

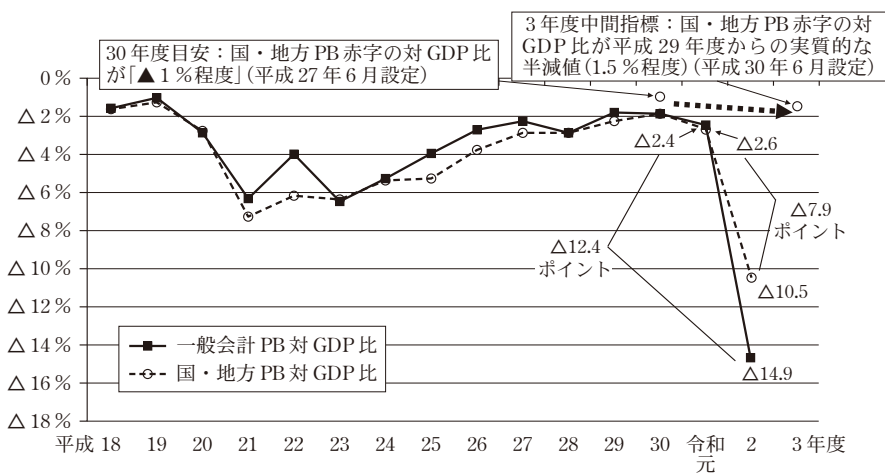
図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



- 注(1) 一般会計PBは本院が算出し、国・地方PB及び地方PBは、令和3年7月に公表された内閣府試算による。
- 注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。
- 注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標であり、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても踏襲されている。

また、国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、図1の国・地方PBと一般会計PBと同様に、2年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、2年度はマイナス14.9%となっており、前年度のマイナス2.4%から12.4ポイント悪化している。国・地方PB対GDP比は、2年度にはマイナス10.5%となっており、前年度のマイナス2.6%から7.9ポイント悪化している。

図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



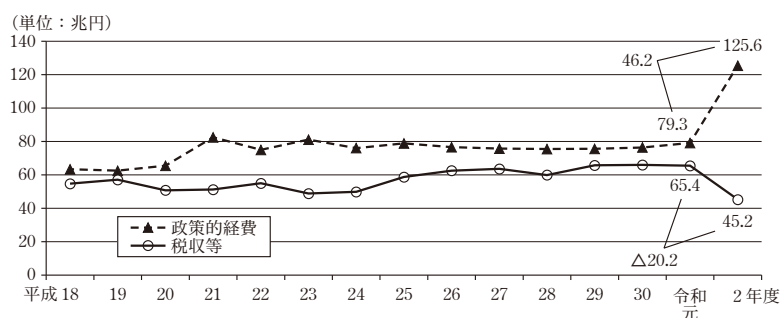
- 注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和3年7月に公表された内閣府試算による。
- 注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

注(3) 「30年度目安」は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において設定された「集中改革期間における改革努力のメルクマール」である。

注(4) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、2年度は政策的経費が前年度から46.2兆円増加し、税金等が前年度から20.2兆円減少して、一般会計PBの赤字は大幅に拡大している。

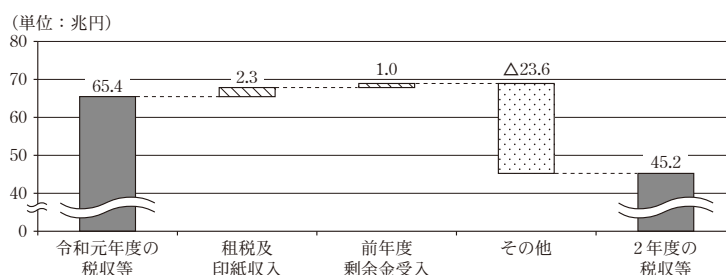
図3 税金等及び政策的経費の推移



イ 税金等の推移

2年度の税金等の前年度からの減少20.2兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が2.3兆円及び前年度剰余金受入が1.0兆円それぞれ増加している一方、「その他」が23.6兆円減少している。「その他」が減少したのは、翌年度への繰越歳出予算財源等が元年度の7.1兆円から2年度の30.7兆円へ23.6兆円増加したことが要因となっている。「その他」の減少分を除いた税金等は増加しているが、その主な要因は租税及印紙収入の増加となっている。

図4 令和2年度における前年度からの税金等の減少の内訳

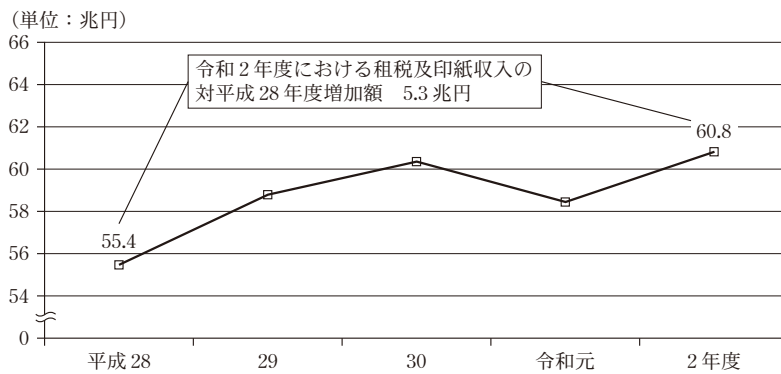


注(1) 「その他」は、雑収入等(令和元年度：7.4兆円、2年度：7.4兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(令和元年度：7.1兆円、2年度：30.7兆円)を控除したものである。

注(2) 「租税及印紙収入」、「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

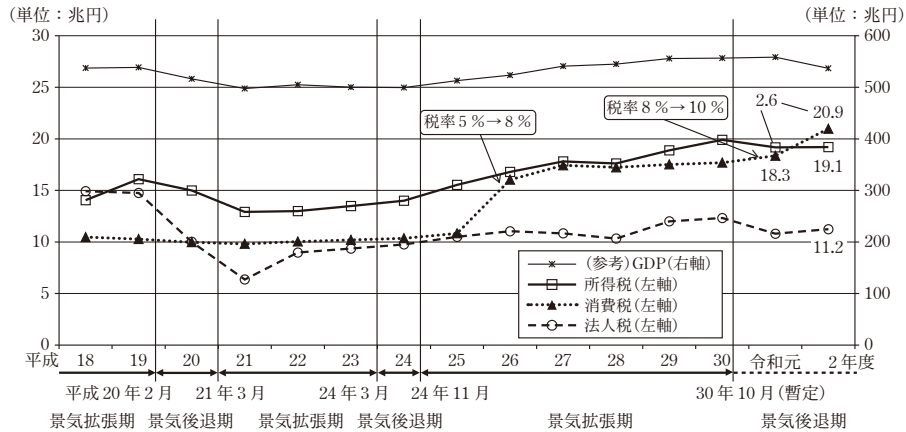
そこで、租税及印紙収入について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、図5のとおり、租税及印紙収入は、平成28年度の55.4兆円から5.3兆円増加し、令和2年度は60.8兆円となっている。

図5 租税及印紙収入の推移



2年度の租税及印紙収入は60.8兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は51.3兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成18年度から令和2年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。2年度は景気後退期であったものの、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ微増して、19.1兆円及び11.2兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、2年度は、新型コロナウイルス感染症等の減少要因があったものの、元年10月における消費税率の8%から10%への改定の影響が通年で表れたことなどにより前年度から2.6兆円増加して所得税を上回って、20.9兆円となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
 注(2) 「景気拡張期」「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
 注(3) GDPは、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。
 注(4) 平成24年12月に始まった景気拡張期の終了は暫定的に30年10月に設定されており、今後の季節調整替えなどの影響も踏まえ確定される。

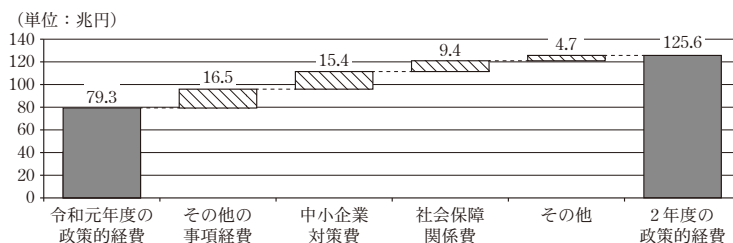
ウ 政策的経費の推移

2年度の政策的経費の前年度からの増加46.2兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、特別定額給付金給付事業費補助金等によりその他の事項経費が16.5兆円、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により中小企業対策費が15.4兆円、新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援交付金等により社会保障関係費が9.4兆円それぞれ増加しており、政策的経費の増加の主な要因はその他の事項経費、中小企業対策費及び社会保障関係費の増加となっている。

(注9) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図7 令和2年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

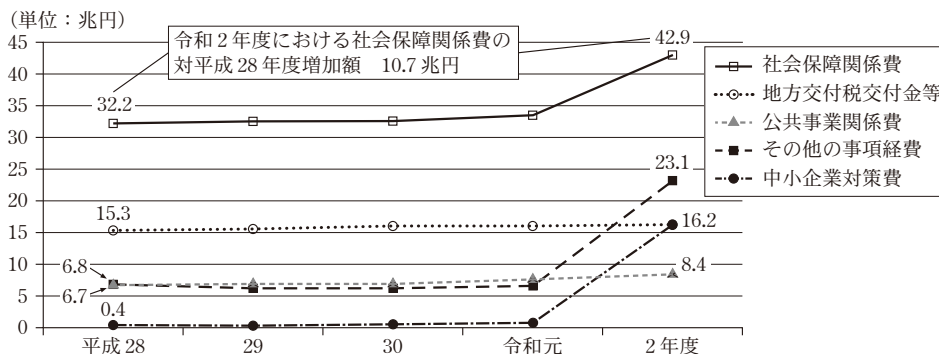


注(1) 「その他」は、文教及び科学振興費、公共事業関係費等である。

注(2) 「その他の事項経費」、「中小企業対策費」、「社会保障関係費」及び「その他」については、前年度からの増加額を示している。

また、2年度の政策的経費125.6兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が42.9兆円、その他の事項経費が23.1兆円、中小企業対策費が16.2兆円、地方交付税交付金等が16.2兆円及び公共事業関係費が8.4兆円となっており、これら五つの主要経費計107.1兆円は政策的経費の約8割を占めている。上記五つの主要経費について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、2年度は平成28年度の32.2兆円に対して10.7兆円増の42.9兆円となっている。このうち、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により、前年度から9.4兆円増加している。その他の事項経費については、平成28年度の6.8兆円以降、令和元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により前年度から急増して23.1兆円となっている。中小企業対策費については、平成28年度の0.4兆円以降、令和元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度は新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により前年度から急増して16.2兆円となっている。地方交付税交付金等については、平成28年度の15.3兆円以降、国の税収の増加等を反映して、令和2年度は16.2兆円となっている。公共事業関係費については、平成28年度の6.7兆円以降、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加し、令和2年度には8.4兆円となっている。

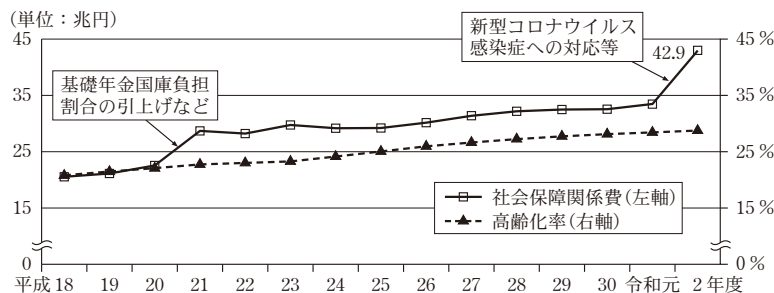
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等、公共事業関係費、その他の事項経費及び中小企業対策費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

2年度の社会保障関係費42.9兆円は、政策的経費125.6兆円の約3割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成18年度から令和2年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度及び新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度についてそれぞれ急増している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、税収等から(注10)財政経費を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

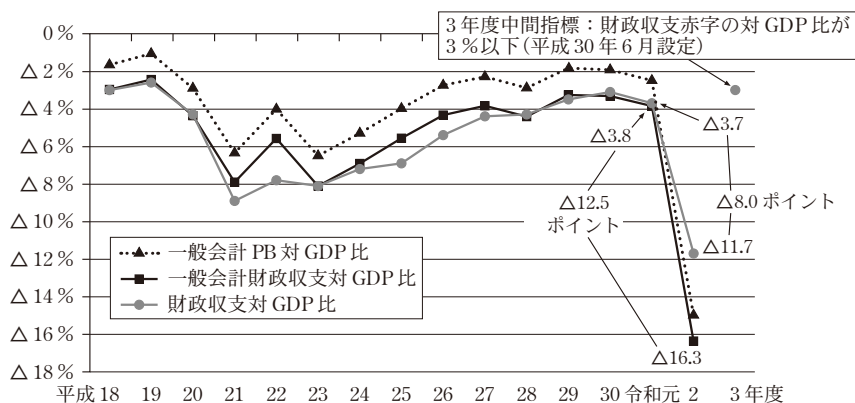
財政収支は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計財政収支はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、図10のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計

PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対GDP比は、2年度はマイナス16.3%となっており、前年度のマイナス3.8%からは12.5ポイント悪化している、財政収支対GDP比は、2年度はマイナス11.7%となっており、前年度のマイナス3.7%からは8.0ポイント悪化している。なお、一般会計PB対GDP比は、平成18年度以降初めて財政収支対GDP比を下回っている。

(注10) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額

図10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移

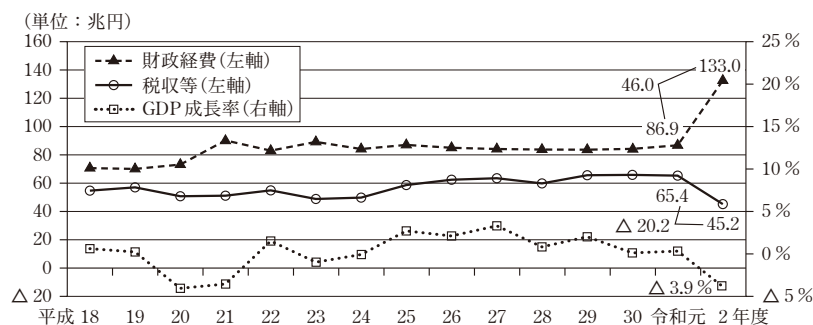


注(1) 財政収支対GDP比は、令和3年7月に公表された内閣府試算による。
 注(2) 一般会計財政収支対GDP比及び一般会計PB対GDP比は、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。
 注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

イ 税収等、財政経費及びGDP成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、18年度から令和2年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、図11のとおり、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。2年度においては、GDP成長率はマイナス3.9%であり、税収等は前年度から20.2兆円減少して45.2兆円となり、財政経費は、前年度から46.0兆円増加して、133.0兆円となっている。

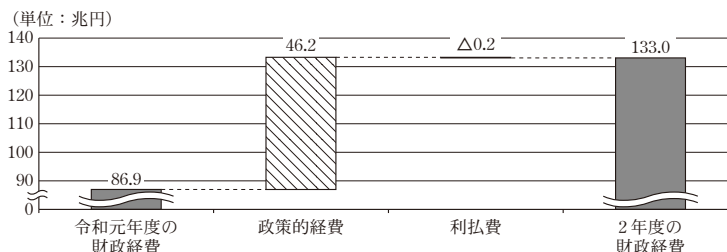
図11 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

2年度における前年度からの財政経費の増加46.0兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図12のとおり、政策的経費が46.2兆円増加している一方、利払費は0.2兆円減少しており、財政経費の増加の要因は政策的経費の増加となっている。

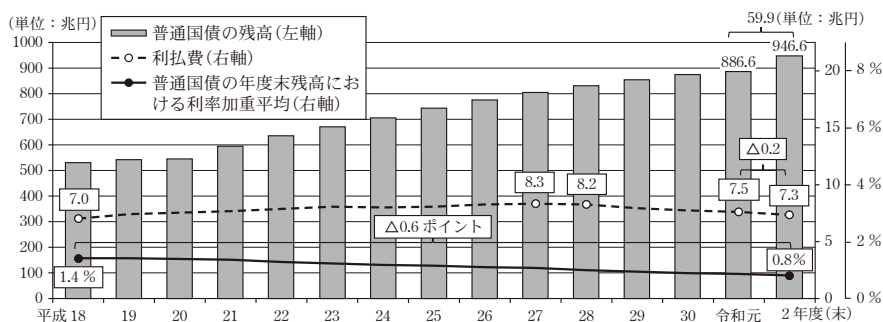
図12 令和2年度における前年度からの財政経費の増加の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増減額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、図13のとおり、平成18年度の1.4%から令和2年度の0.8%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費は、平成18年度の7.0兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、令和2年度末の普通国債の残高が前年度末から59.9兆円増加して946.6兆円となっているものの、利払費は、前年度から0.2兆円減少して7.3兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



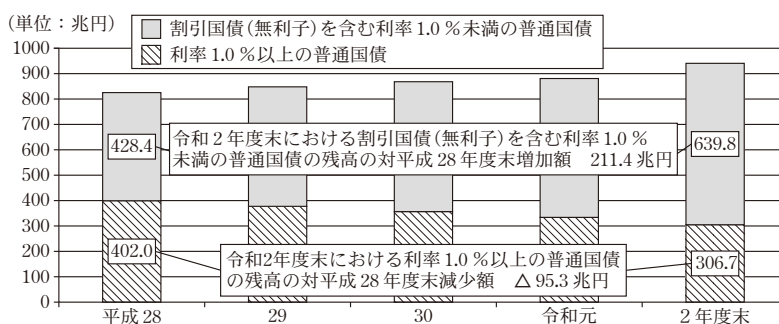
注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

また、普通国債の利率別の残高について、平成28年度末から令和2年度末までの推移をみると、図14のとおり、割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債の残高は一貫して増加しており、平成28年度末の428.4兆円から令和2年度末の639.8兆円へと211.4兆円増加している。一方、利率1.0%以上の普通国債の残高は減少しており、平成28年度末の402.0兆円から令和2年度末の306.7兆円へと95.3兆円減少している。

図14 普通国債の利率別の残高の推移



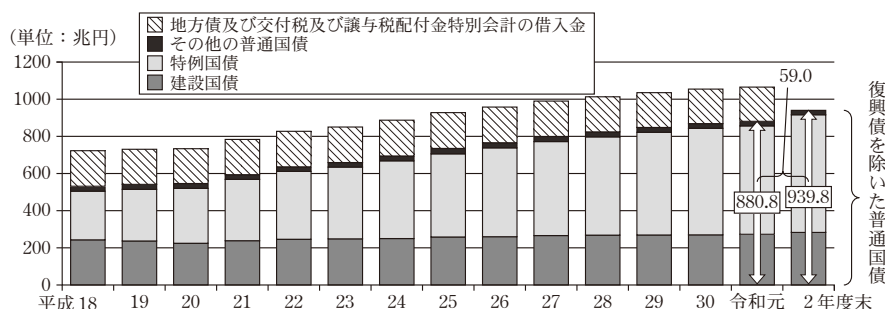
(注) 割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債及び利率1.0%以上の普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末の利率別現在額による。

(3) 債務残高対GDP比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成18年度末から令和2年度末までの推移をみると、図15のとおり、普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、2年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から59.0兆円増加(対前年度比6.7%増)して、939.8兆円となっている。

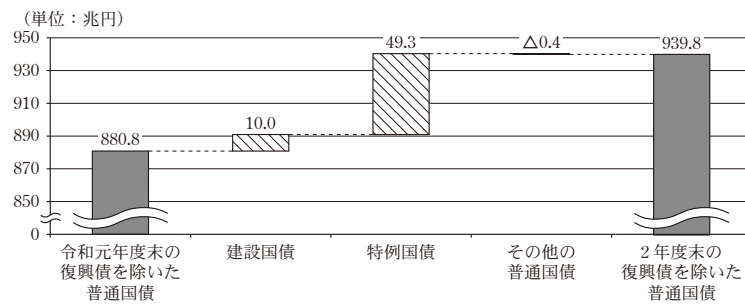
図15 債務残高の推移



- 注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。
- 注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
- 注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和2年度末の地方債現在高は、3年9月時点では示されていない。
- 注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

2年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加59.0兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債に区分してみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、図16のとおり、建設国債は10.0兆円、特例国債は49.3兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

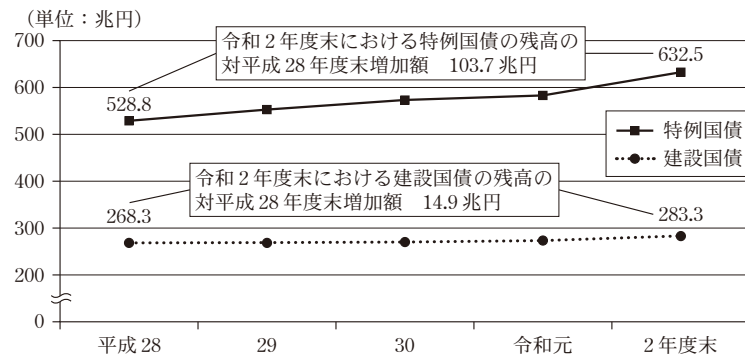
図16 復興債を除いた普通国債の令和2年度末における前年度末からの増加の内訳



- 注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。
 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
 注(3) 「建設国債」、「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

そこで、建設国債及び特例国債の残高について、平成28年度末から令和2年度末までの推移をみると、図17のとおり、特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いている。建設国債は平成28年度末268.3兆円から令和2年度末283.3兆円に一貫して増加しており、増加額は14.9兆円となっている。これに対して、特例国債は平成28年度末528.8兆円から令和2年度末632.5兆円に一貫して増加しており、増加額は建設国債を大幅に上回る103.7兆円となっている。

図17 建設国債及び特例国債の残高の推移

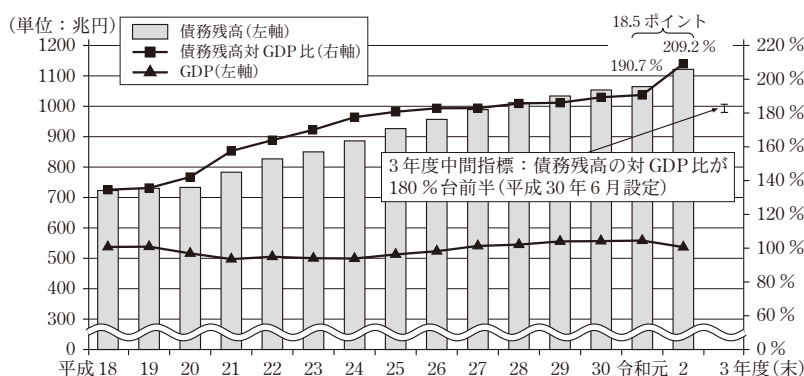


- (注) 建設国債及び特例国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、平成18年度から令和2年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図18のとおり、債務残高は一貫して増加しており、GDPが緩やかに増加している平成25年度以降については、債務残高対GDP比の増加幅は、20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回って、対前年度比18.5ポイント増の209.2%となっている。

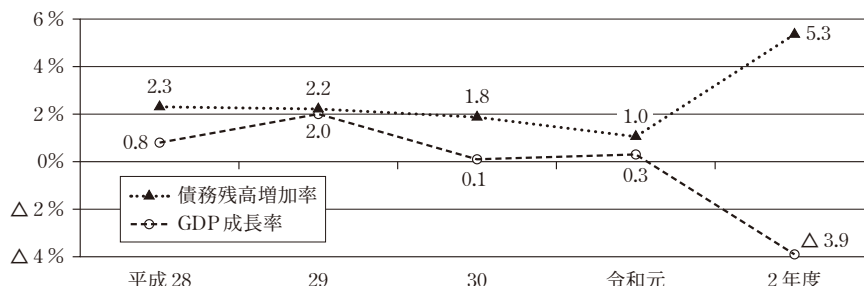
図18 債務残高と債務残高対GDP比の推移



- 注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和3年7月に公表された内閣府試算による。
 注(2) GDPは、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。
 注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」という。)及びGDP成長率について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、図19のとおり、元年度までは債務残高増加率は減少傾向となっていたものの、2年度においては大幅に増加している。また、債務残高増加率は平成28年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っている。

図19 債務残高増加率及びGDP成長率の推移



- 注(1) GDP成長率は、令和3年9月に公表された内閣府「2021年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。
 注(2) 債務残高増加率は、令和3年7月に公表された内閣府試算の「公債等残高」を用いて本院が算出した。

4 まとめ

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、18年度から令和2年度まで一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、2年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス80.4兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成18年度から令和2年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、2年度の一般会計PBは、政策的経費が前年度から増加し、税収等が前年度から減少している、一般会計PBの赤字は大幅に拡大している。2年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、2年度の税収等のうち、租税及印紙収入が2.3兆円及び前年度剰余

金受入が1.0兆円それぞれ増加している一方、「その他」が23.6兆円減少している。このうち、2年度の租税及印紙収入についてみると、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ微増していて、消費税は、前年度から2.6兆円増加している。支出面では、2年度の政策的経費のうち、その他の事項経費が16.5兆円、中小企業対策費が15.4兆円及び社会保障関係費が9.4兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約8割を占める社会保障関係費、その他の事項経費、中小企業対策費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、平成28年度から令和2年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加しており、2年度においては新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により急増し、その他の事項経費については、元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度においては特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により急増し、中小企業対策費についても、元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度においては新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により急増している。そして、地方交付税交付金等については、国の税収の増加等を反映し増加しており、公共事業関係費については、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。2年度の政策的経費の約3割を占める社会保障関係費について、平成18年度から令和2年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度及び新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度についてそれぞれ急増しており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成18年度から令和2年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、2年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス16.3%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成18年度から令和2年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。2年度においては、GDP成長率はマイナスであり、税収等は前年度から減少し、財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が46.2兆円増加している一方、利払費は0.2兆円減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高について、28年度末から令和2年度末までの推移をみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は減少している。

(3) 債務残高対GDP比

復興債を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、2年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から59.0兆円増加(対前年度比6.7%増)して、939.8兆円となっている。2年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、建設国債は10.0兆円、特例国債は49.3兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、平成28年度末から令和2年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債の増加額14.9兆円を大幅に上回る103.7兆円となっている。

債務残高対 GDP 比について、平成 18 年度から令和 2 年度までの推移を GDP の推移と併せてみると、GDP が緩やかに増加している平成 25 年度以降は、債務残高対 GDP 比の増加幅は、20 年度から 24 年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和 2 年度は前年度を大幅に上回っている。債務残高対 GDP 比の増加要因となる債務残高増加率及び GDP 成長率について、平成 28 年度から令和 2 年度までの推移をみると、元年度までは債務残高増加率は減少傾向となっていたものの、2 年度においては大幅に増加している。また、債務残高増加率は平成 28 年度以降全ての年度において GDP 成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。